

令和7年度第2回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

令和7年9月30日（火） 午後7時00分～午後9時03分

開催場所

東久留米市役所7階701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 岩澤晶子委員、水落真穂委員、高橋光委員、浅見僚子委員、坪田のりこ委員、池邊照彦委員、斎藤利之委員、矢部晶代委員、寺田美奈委員、井原恵子委員、北川綾子委員、矢崎新士委員、高木愛望委員、篠宮鳴委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、こども家庭センター長、福祉保健部健康課長  
保育・幼稚園係長、施設給付係長、子育て支援課主査、児童青少年係長、こども政策係長、こども支援係長、母子支援係長、こども家庭センター主査、健康課主査

欠席者 内田かほ里委員

傍聴者 1名

会議の議題

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員自己紹介・事務局紹介
- 5 会長・副会長の互選
- 6 市長諮問
- 7 会議の運営について
- 8 子ども・子育て会議について
- 9 市町村こども計画について
- 10 東久留米市こども・若者に関するアンケート調査（案）について
- 11 こども誰でも通園制度について
- 12 その他
- 13 閉会

## 1. 開会

- ・こども家庭センター長

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回、第7期でいうと第1回となりますが、東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日、会長が決定し、市長諮問が行われるまでの間、私、子ども家庭部こども家庭センター長の傳が進行役を務めます。よろしく願い申し上げます。それでは、着座にて進行させていただきます。

本日の会議開催にあたり、第七小学校長内田様からご欠席のご連絡をいただいております。

本日は委員の半数以上の方が出席されておりますので、東久留米市子ども・子育て会議条例第6条の規定により、会議は成立しております。

また、本会議においては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご了承の程、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に基づき、会議を進めさせていただきます。

## 2. 委嘱書の交付

- ・こども家庭センター長

それでは、次第2「委嘱書の交付」でございます。市長より東久留米市子ども・子育て会議委員の委嘱を行います。委員の任期は、東久留米市子ども・子育て会議条例により2年と定められております。今いらっしゃる皆様におきましては、令和7年8月28日から令和9年8月27日までの2年間の任期となります。

### 【委嘱書の交付】

- ・こども家庭センター長

本日欠席の1名を含めまして、15名がただいま東久留米市子ども・子育て会議委員として市長より委嘱されました。何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本日欠席された委員には、別途、事務局から委嘱書を交付させていただきます。

## 3. 市長挨拶

- ・こども家庭センター長

続きまして、次第3「市長挨拶」でございます。富田市長より皆さまにご挨拶申し上げます。お願いいたします。

- ・市長

改めまして、皆様こんばんは。お忙しい中、遅い時間帯にも関わらず、東久留米市子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、ただいま委嘱書を交付させていただきましたが、子ども・子育て会議の委員をお務めいただきます2年間という任期ではありますが、本当に感謝を申し上げたいと思います。どうぞよろ

しくお願い申し上げます。

この子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置された合議制の機関ということになります。引き続きの委員の方もおいででありますし、また、新たに委員に就任していただいた方もいらっしゃいますが、これまでの会議では、市町村子ども・子育て支援事業計画や、特定教育保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定について諮問させていただき、委員の皆様方から貴重なご意見をいただいていたところでございます。今期7期よりは、子ども・子育て会議の所掌事項に、市町村こども計画の策定に関する事項を加えさせていただいております。この市町村こども計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法で作成が求められているものでございまして、国がめざす「こどもまんなか社会」を実現するために策定をするということになります。東久留米市におきましても、今年度から市町村こども計画の策定を進めることとしてございます。皆様には、このこども計画を中心に、子ども・子育て支援に係る様々な案件についてご審議をいただくこととなりますが、東久留米がめざす子どもが豊かに成長できるまちに向けて、それぞれのお立場から今までのご経験、知識に基づき、活発なご議論、ご意見を賜りますようお願いをしたいと思います。私も子育て支援というところのみならず、子どもたちへの直接的な支援ができないかということで、この間、取り組みをさせていただきました。子どもたちからも直接意見を伺う機会なども設けてきましたが、こういったことがスタンダードになっていく世の中になってきていると思います。その意味ではこども計画というものも1つの大きな柱となり得るものだと思いますので、ぜひ皆様それぞれ本当にお忙しい中恐縮ではありますが、時間を割いていただいておりますので、言い足りなかったということがないように、どんどん意見を発信していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ・ こども家庭センター長  
ありがとうございました。

#### 4. 委員自己紹介・事務局紹介

- ・ こども家庭センター長

続きまして、次第4「委員自己紹介・事務局紹介」でございます。ただいま市長より委嘱させていただきました委員の皆様、今日は時間の関係もでございますので、ご所属とお名前、もしくは選出区分とお名前のみで自己紹介をいただきたいと思っております。

##### 【各委員自己紹介】

- ・ こども家庭センター長  
ありがとうございました。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

##### 【事務局自己紹介】

- ・ こども家庭センター長

また、事務局の庶務については、こども家庭センターの職員が中心となって進めてまいります

ので、よろしくお願い申し上げます。

## 5. 会長・副会長の互選

### ・こども家庭センター長

続きまして、「次第5 会長・副会長の互選」でございます。東久留米市子ども・子育て会議条例第5条により、会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選することになっております。

まず、会長について、ご推薦があれば、挙手をお願いいたします。

### ・池邊委員

会長につきましては、前会長の斎藤委員にお願いしたいと思います。長くこの子ども・子育て会議の会長を務められておりますので、会を進めるのに適任かと思っております。

### ・こども家庭センター長

ご推薦、ありがとうございます。その他にはございませんか。ただいま池邊委員より斎藤委員を会長にとのご推薦がありましたが、皆様ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

それでは、皆様にご承認いただけたということで、斎藤委員に会長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

次に、副会長について、ご推薦があればお願いいたします。

### ・斎藤委員

私は、前期も一緒に会を仕切っていただきました、坪田委員に引き続きお願いいただければと思います。

### ・こども家庭センター長

ただいま斎藤委員より、坪田委員を副会長にとのご推薦がありましたが、皆様ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

それでは、皆様にご承認いただけたということで、坪田委員に副会長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、斎藤委員、坪田委員にはそれぞれ会長席、副会長席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

会長、副会長が決まりましたので、ここで斎藤会長、坪田副会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。斎藤会長からご挨拶お願ひします。

・斎藤会長

皆さん、こんばんは。会長にご指名いただきました斎藤でございます。簡単にこれまでの経緯も含めてお話をさせていただきますが、今回、第7期となります。私自身は第1期からこの委員をしています。第2期のときに副会長、第3期から会長ということで、これで会長5期ということになります。15名、市長より委嘱をいただいたところでございますが、非常にうれしく思っております。なぜかと言いますと、全体の3分の2が新規の方、そして男女平等の観点からも、女性の委員が非常に多いということで、そして今回は一般公募で学生の方がきていただいているということで、これも本当にこの会議の中でいろいろな視点を持つてお話ができるのではないかと思っています。もとより皆さんのそれぞれお持ちの専門の知識、経験から、自由な発想で意見をいただければと思っています。学生のお2人に関しましても緊張していると思ひます。ぜひ自由な発想で、皆さんのご意見を頂戴できればと思ひます。どうぞ2年間よろしくお願ひいたします。

・坪田副会長

去年の前期の途中で前園長から引き継ぎまして、副会長をやらせていただきました。期の最初からこの役を受けるのは今年が初めてになるのですが、園長としてもまだ経験不足なのですが、せっきやくの機会なのでこういう機会にやはり東久留米としてどのように子どもたちのことを考えていくのかというのを、いろいろな立場の方たちの意見を聞きながら、このような会議に参加できるというのは自分にとっても刺激になる大事な機会になるのではないかと思っています。この会議を通していろいろ学んでいきたいと思っております。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 6. 市長諮問

・こども家庭センター長

それでは、次第6「市長諮問」に移らせていただきます。

市長より、東久留米市子ども・子育て会議条例第3条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に諮問をいたします。よろしくお願ひいたします。

・市長

東久留米市子ども・子育て会議会長、斎藤利之殿。諮問書。子ども・子育て支援法及び東久留米市子ども・子育て会議条例に基づき、下記の事項について意見を求めます。記1、子ども・子育て支援法第72条第1項各項に掲げる事項について、2、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定に関する事項について、以上でございます。よろしくお願ひします。

・こども家庭センター長

ありがとうございます。それでは、市長、斎藤会長はお席へお戻りください。

ただいま市長より会長に交付しました諮問書の写しにつきましては、これから事務局より各委

員の方へご配付させていただきます。諮問書について、少し補足させていただきます。諮問の1点目につきましては、委員改選のときに毎回行っているものでございまして、内容といたしまして、特定保育施設と特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事です。利用定員の設定については、委員の皆様からご意見をいただくものですが、特に本日の会議に諮るものはございません。次回以降の会議において、議題に挙げる必要が出てきた際には、よろしくお願いいたします。

なお、市長におきましては、この後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

・市長

ここで失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

・こども家庭センター長

それでは、ここから議事進行を斎藤会長に引き継ぎいたします。斎藤会長、よろしくお願いいたします。

## 7. 会議の運営について

・斎藤会長

本日、東久留米地域は20時30分頃から雨の予定でございます。滞りなくいけば20時30分に終わる予定でございますので、皆さんにおいてはもちろん慎重な審査・審議をしていく予定ではございますが、そういった点も踏まえて円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。今回は、先ほど申し上げたように3分の2の方が新しく仲間に入っていたということもございまして、会議そのものの運営について事務局よりご説明がございますので、事務局よろしくお願いいたします。

・こども家庭センター長

子ども・子育て会議の運営方法について、委員の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本会議の公開等については、会議の公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参加による民主的な市政の推進に寄与することを目的に定められた市全体の「会議公開に関する指針」に基づき行っておりますが、本年4月22日付けで本指針が改訂されました。この改訂を受けて、子ども・子育て会議の運営についてご報告させていただきます。

まず1点目が、傍聴人への会議資料の提供でございます。従来、傍聴の方へも資料を配付し、持ち帰りを認めていましたが、この指針の改訂により、資料は原則として、会議終了後に回収ということにさせていただき、会議録等と併せてホームページなどで改めて公開することとし、会議へ傍聴に来た方とそうでない方の公平性にも配慮し、会議の場では閲覧のみとすべきという議論があります。今後、庁内の他の諮問委員会の動向等を見た上で、傍聴の方の資料の持ち帰りを不可とするのか、それともこれまでと同様にお持ち帰りいただくのかということについては、運用の変更を行う可能性があります。そのことにつきましてあらかじめご承知おきいただきたいと思っております。現在は今までどおりということになります。

2点目は、会議録等の委員名の公開でございます。本会議では、会議録をつくらせていただき、資料をホームページ、また、本庁舎1階の市政情報コーナー、各図書館で公開しております。会議録については、原則として、全文筆記としており、これまでに公開した会議録では発言者は「会長」「副会長」「委員」「事務局」といったように名前を伏せて表記を行ってまいりましたが、今回の改訂において、委員名は原則公開とされました。これは、東久留米市情報公開条例及び開かれた市政に努める点から、審議経過を市民が十分理解できる形式とするようにするためです。また、この方針に基づいて氏名を公表することで、会議の中で発言しづらい、議論の内容に支障が生じるという委員の方がいらっしゃいましたら、公開の際に配慮させていただきますので、事務局にご相談ください。なお、公開する前に会議録につきましては、作成次第、委員の皆様にご確認をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

3点目、会議の開催時間についてでございます。本会議は、平成25年度の発足当初より、平日夜間、午後7時からの開催としております。今回、委員募集の際に皆様にご案内のとおり、引き続き夜間の開催としたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

・斎藤会長

事務局より、会議の運営についての説明がありました。この点につきまして、ご質問などがありましたら、挙手をしていただきたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

追加で私より2点、お話をさせていただきます。

まず、1点目ですが、今日は初めての会議ですが、皆様に事前に資料を配付されております。今後もこの2時間ですべて議題をこなすということは物理的に非常に難しいです。ですので、事前に資料等を配付させていただいて、読み込んでいただいた後に来ていただくということを前提にしたいと思います。そういうことで議事のスムーズな進行を図りたいと思っております。ただし、今回、新規でご参加いただいているお仲間になった委員の皆さんがたくさんいらっしゃいますので、読んだ上でわからないということも多分あると思います。それはそれで疑問としてお持ちいただければ、この会議の場でご質問いただければと思います。それから、お手元のファイルでございます。7ページ目のところに、この後、事務局のほうからご説明があらうかと思っておりますが、今年度のスケジュールがさらっと書いてあります。このような形でやっていきます。今日は9月の30日ということで、今年度としては第2回目という位置づけです。多分この後、最後に事務局のほうから、スケジュールに関してはお話があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局に確認いたしますが、本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

・こども政策係

いらっしゃいます。

・斎藤会長

いらっしゃるとのことですので、これを許可いたします。ご入場をお願いいたします。

(傍聴人入場)

傍聴の方がご着席されましたので、事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております、傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否を表わさない、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただけるようお願いいたします。

#### ・こども政策係長

それでは、配付資料について確認させていただきます。まず、事前に配付させていただきました資料は、11点でございます。【資料1】東久留米市子ども・子育て会議条例及び運用基準、【資料2】東久留米市子ども・子育て会議これまでの議事内容（令和2年度以降）、【資料3】令和7年度子ども・子育て会議スケジュール、以上の3点につきましては、卓上に配付しております青いファイルにも同様のものがございます。続きまして、【資料4】（仮称）東久留米市こども計画策定の考え方、【資料5】東久留米市こども・若者に関するアンケート調査について、【資料6】東久留米市こども・若者に関するアンケート調査（小学生用）（案）、【資料7】同じく中学生用（案）、【資料8】同じく高校2年・16～17歳用（案）、【資料9】同じく若者世代・18～29歳用（案）、【資料10】同じく保護者用（案）、【資料11】東久留米市こども・若者に関するアンケートご協力のお願い（案）でございます。

なお、今期新たに委員に就任された方には、併せて「第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」の冊子を送付しております。こちらにつきましても、青いファイルに同じものが入っております。事前配付資料については以上です。

続いて、本日新たに配付いたしました資料は【資料12】から【資料14】3点と、事前配付資料4の追加として「東久留米市こども計画とは」と、【資料11】最終ページの差し替えです。

【資料12】こども誰でも通園制度について、【資料13】「東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例」について、【資料14】第7期東久留米市子ども・子育て会議委員名簿でございます。

配付資料の確認につきましては、以上です。

#### ・斎藤会長

非常に多くの資料があります。資料1、2、3と連番が振ってあるものと、ないものがあると思います。皆様のファイルの最初のほうは1から4、計画もありますので、追って見ていただければと思います。不足等ございませんか。これから事務局のほうから説明がありますが、資料がないということがあれば手を上げていただければ事務局のほうからサポートしていただけるかと思っております。

## 8. 子ども・子育て会議について

#### ・斎藤会長

それでは「次第8 子ども・子育て会議について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

#### ・こども家庭センター長

この度、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて子ども・子育て会議につい

てご説明をさせていただきたいと思います。

資料1「東久留米市子ども・子育て会議条例及び運用基準について」をご覧ください。

本会議は、東久留米市子ども・子育て会議条例第1条にございますとおり、子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項の規定に基づき、平成25年8月に設置された合議制の機関で地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関でございます。これは、平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく制度として「子ども・子育て支援制度」ができ、この制度の中で、「こども・子育て会議」は、子育て支援の政策プロセスに様々な方が参画・関与することができる仕組みとしてつくられたものでございます。

また、子ども・子育て会議の委員の皆様は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤地方公務員となります。本会議の目的は、市長の諮問に応じて、子ども・子育て会議条例第3条に掲げる事項を処理することです。子ども・子育て支援法第72条第1項に掲げる事項は、1、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、2、特定地域型保育事業の利用定員に関する事、3、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事、4、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事です。この他に、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画に関する事項を、今回新たに加えております。このこども計画につきましては、この後の議題としておりますので、説明は後程させていただきます。

子ども・子育て支援法では、地域保育需要をはじめとした様々な子育て支援サービスのニーズを把握し、地域の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっております。平成25年8月から6期にわたり会議を開催してきており、主に子ども・子育て支援事業計画の策定について議論を行ってまいりました。子ども・子育て支援事業計画は、保育・教育施設の利用に関する需要と供給について定めた計画です。第6期の委員の皆様にご議論いただき、今年2月に令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この第3期子ども・子育て支援事業計画は、机の上にあります青いファイルに冊子が入っております。また、市のホームページでも公開しておりますのでご覧ください。会議資料は議事録についてもホームページに公開しておりますので、併せてご覧ください。

会議では、会議次第にて掲げられた議題の内容についてご議論いただくこととなります。

併せて、会議の円滑な議事進行のため、会長の総理の元、指名されてからの簡潔な発言や他の委員が発言する機会などにもご配慮いただきながら、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

議題で取り上げる資料につきましては、先ほど会長からもお話いただきましたが、概ね会議開催の1週間前までに送付いたしますので、あらかじめお目通しいただけますと会議を円滑に進行することができます。

なお、議題に関する資料を委員の皆様からご提出いただく場合には、資料を事前送付するため、原則、会議開催の10日前までに事務局へご提示いただきますようお願いいたします。

次に、資料1の3ページ目になります。こちらは、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準として、委員要件の特例や傍聴の手続きなどが定められております。条例や運用基準に沿って、会務を総理される立場となる会長と調整を図りながら、適宜適切に対応してまいります。

また、本会議は、会議の公正性の確保と透明性の向上のため、希望者の方の傍聴を認めているとともに、会議資料、会議録を市ホームページや市政情報コーナー、図書館にて公開しておりま

す。

次に、資料2をご覧ください。令和2年度以降の議事内容をまとめたものとなっております。資料にございますとおり、委員の皆様から様々なご意見をいただきながら、東久留米市子ども・子育て支援事業計画などにつきまして、審議を行ってまいりました。

今年、来年の会議につきましては、この後の議題で取り上げることも計画策定に向けた議論が会議の中心となってまいります。

資料を見ていただきながら、過去の進行等をイメージしていただけたらと思います。

説明は以上でございます。

・斎藤会長

ありがとうございました。何かございますか。

・井原委員

勉強不足なのかもしれませんが、諮問事項に書かれている子育て支援法第72条第1項については、資料のどこかに明記されているのでしょうか。

・斎藤会長

議事進行のやり方として、指名されたら発表をお願いします。事務局、お答えいただけますか。

・こども家庭センター長

冒頭で申し上げてしまいましたが、子ども・子育て支援法第72条第1項は、1番目が特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、2番目が特定地域型保育事業の利用定員に関する事、3番目が市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事、4番目が市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事ということになっております。

・斎藤会長

よろしいですか。

・井原委員

できれば資料の中にそこが明記されているとわかりやすかったかと思いました。

・斎藤会長

事務局で検討していただければと思います。今、ご発言いただきましたように、皆さん初めてのケースで、たくさんの法令やたくさんの言葉があり、新しい方にとってみればご存じであることを前提でお話をさせていただくようなこともあろうかと思っておりますので、そのときには、今、委員にご発言いただきましたように、ちょっと待ってくださいということで改めて基礎的なところを確認するという形でご発言いただければと思います。どうもありがとうございます。恐らく1人の方が疑問に思うことは数人の方も疑問に思っていることだろうと思います。遠慮なくご発言いただければと思うのですが、事前資料、ファイル等に関しましては、申し上げましたとおり一

度お目を通していただいている程度の理解をした上でできていただくということも重ねてお願い申し上げます。

その他、いかがでしょうか。

私のほうからですが、過去の議事内容などがあります。例えば令和3年を見ていただくと、令和3年はコロナだったんですね。他のときは3回、4回、5回という形で年でやっていますが、コロナのときも何とか一生懸命頑張って1回開催しております。逆に31年、令和元年は非常に多く会議をしているというような形でございます。今期の皆様におかれましても、そういった重要な議事、諮問に対する検討をしていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは一旦ここで切らせていただきまして、後ほどまた質問ございましたら挙手にてご発言いただければと思います。

## 9. 市町村子ども計画について

・斎藤会長

それでは「次第9 市町村子ども計画」に移りたいと思います。事務局お願いいたします。

・子ども家庭センター長

資料の説明に入る前に、「子ども」の表記の方法について最初にご説明させていただきたいと思います。漢字の「子ども」、平仮名の「こども」等ありますが、当市の子ども計画における「こども」の表記につきましては、令和4年9月15日に内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室より発出されました、事務連絡に「こども」表記の推奨に準拠し、基本的に平仮名表記の「こども」を用いてまいります。他の法令等に根拠がある場合は既存の漢字になったり、事業名や組織名などの固有名詞については、それに従った表記を使用いたします。基本的には平仮名で、決まっている書き方についてはそれに従うということでございます。

それでは、次第9「市町村子ども計画について」ご説明いたします。

資料4「(仮称)東久留米市子ども計画策定の考え方」をご覧ください。子ども計画はこの考え方に基づき策定を進めてまいります。

資料1 ページ目、「市町村子ども計画について」、はじめに「市町村子ども計画」とは何か、についてご説明いたします。市町村子ども計画は、令和5年4月に施行された「子ども基本法」第10条第2項に定められた、子ども施策を推進するための総合的な計画でございます。子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会、すなわち、「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策に関する基本的な方針であり、子ども施策に関する重要事項、子ども施策を推進するために必要な事項を定めた「子ども大綱」や都道府県が策定する子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を定めるよう努力義務が課されています。

次に「子ども計画」の位置づけについてでございます。2ページ目から5ページ目をご覧ください。

市町村子ども計画は、国の「子ども大綱」、「都道府県子ども計画」を勘案して作成することとされていますが、「子ども大綱」は、国における従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、子ども大綱を勘案

して作成する市町村子ども計画にも、これらに相当する内容を含めることが求められております。子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「子どもの貧困対策計画」、その他にも既存の各法令に基づく自治体が作成する計画で子ども政策に関するもの、例えば、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画についても、一体のものとして作成することができるとされています。

当市では、子ども・子育て支援事業計画については、先ほどお話しましたが、令和7年度から令和11年度を計画期間としてすでに策定しております。

東久留米市における子ども計画の位置づけでございますが、2ページ目の「市町村子ども計画の位置づけ」のように、東久留米市長期総合計画を最上位計画とし、その下に福祉分野の基本計画である「東久留米市地域福祉計画」のもと、本計画は子ども・子育てに関する分野の個別計画に位置づけられるもので、市の各種計画や、国・東京都の関連計画との整合・連携を図ってまいります。

次に3ページ目でございます。子ども・若者の意見聴取についてでございます。

子ども基本法第3条において、子ども・若者の意見について、2つのことが重要な基本理念として掲げられました。1つは、子ども・若者が、その年齢や発達に応じて、自分の意見を表明したり、社会の活動に参加したりする機会を確保すること、もう1つは、その意見を尊重し、子ども・若者にとって最善の利益を優先して考慮することです。

また、第11条では、「国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされており、子ども施策の策定にあたっては、政策の目的等を踏まえ、子どもの最善の利益を優先しながら、子ども、若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

子ども計画の策定にあたっては、この後また説明させていただきますが、今年度、子ども・若者、保護者を対象としたアンケート調査を予定しています。また、子どもが集まる場所へ出向き直接意見を聴くなど、様々な方法を用いまして、子ども・若者の声を取り入れた計画にしたいと考えております。

このアンケート調査や意見聴取につきましては、この次の議題としてご説明いたします。

次に4ページ目の「子ども計画」の計画期間についてでございます。

子ども計画の計画期間は令和9年度から令和16年度までの8年間といたします。国の「子ども大綱」が策定後概ね5年後（令和10年ごろ）を目途に見直すこと、子ども・子育て支援事業計画の計画期間と合わせることから、多摩地域の他の自治体では令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としている例が多くありますが、一部の自治体では令和16年度までの計画期間としているところもあります。当市では、計画の始期を令和9年度からとするため、現行の第3期の子ども・子育て支援事業計画の次の第4期計画が終了する令和16年までを第1期子ども計画の計画期間とし、「子ども大綱」の見直しなどが国のほうであった場合には、必要に応じて中間の見直しを行ってまいります。なお、子ども・子育て支援事業計画は、今年度より第3期の計画期間となっておりますが、一部新規事業などの量の見込みと確保方策を算出しておらず、企画の中に書いていないものもございます。こちらの計画の中間見直しを行う場合は、併せて子ども計画へ一体化することとしています。

5 ページ目でございます。計画の対象です。

こども基本法では、「こども」を年齢で区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定義しております。これは、年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したもので、こどもが若者となり、大人となって円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。法で定めなければならないとしている「こども大綱」では「ライフステージ別の重要事項」として、一定の年齢に応じて段階ごとに「乳幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」とわけており、「乳幼児期」を義務教育年齢に達するまで、「学童期」を小学生年代、「思春期」を中学生年代から概ね18歳まで、「青年期」を概ね18歳以降から概ね30歳未満と区分しています。「若者」は、思春期、青年期を合わせた時期を指しています。

こども大綱を勘案して作成する当市のこども計画についても、対象となるこども・若者は、原則として0歳から30歳未満とし、施策によっては、概ね40歳未満までのポスト青年期までを対象とし、加えて子育て当事者を対象として計画を作成してまいります。

6 ページ目、こども施策についてです。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども施策の基本理念も、こども基本法に定められており、こども施策は6つの基本理念をもとに行われます。

こども施策とは、①「こどもに関する施策」、②「一体的に講ずべき施策」の2つからなります。1つ目の「こどもに関する施策」は、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策、2つ目の「一体的に講ずべき施策」とは、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないけれど、こどもや子育て家庭に関係する施策、こどもに関する施策と連続性をもって行われるべき、若者に係る施策が含まれるとされています。

こども計画は、こども大綱を勘案して作成するとされており、こども施策に関する重要事項や、「こども施策を推進するために必要な事項」を踏まえ、記載する内容を検討していくこととなります。

7 ページ目の計画の策定体制でございます。

計画の策定にあたっては、「こども計画策定庁内検討委員会」がございます。それと「子ども・子育て会議」の両輪において議論を行ってまいります。庁内検討委員会では、これから行うアンケート調査の検討、市で既に行っているこども・若者に関する事業の整理や課題の抽出、計画素案や原案等たたき台の検討を行ってまいります。

子ども・子育て会議では、計画策定にあたり、様々な分野の有識者の方の意見をお伺いし、実効性のある計画策定のために議論を行っていただきます。

現在、庁内では、今市で実施している事務事業が、こども・若者を対象とした事業であるか、また、対象とする事業である場合には、こども大綱に示された「こどもまんなか社会」を実現するための6つの重要事項のどの事項に該当するかを確認する事務事業の棚卸し作業を進めております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

・斎藤会長

ありがとうございました。詳細な説明、ありがとうございます。約10分お話をいただいたところでございますが、耳に入りましたでしょうか。ご質問があれば挙手にてご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

いろいろ初めて見ることや初めて聞く言葉などもあると思います。今後、こういった決められた計画や法令に関しましては、事務局よりこのような詳細な説明が出てきます。改めて事前に読んでおかないと、初見でそれを聞いただけですとキャッチアップできないところがあると思います。今日、初めての会議ですので、ぜひこんな感じで進むということも含めて内容を見ていただければと思います。

冒頭、事務局からこの計画等に関しまして、市各種計画や国等の関連計画と整合性・連携を図ってまいりますということでした。もちろん皆様からいろいろなご意見を聞く中で、いろいろな決まりごとについて合議をもって検討していくということはしていきます。中には東久留米市独自の、場合によっては特徴を持ったということの意見もいただくことにはなろうかと思いますが、基本的には今申し上げたように、国そして東京都の考えに準じてこれまでもやってきた流れがございますので、その点だけはあらかじめご了承いただきたいと思っております。そしてこの計画自体は、先ほどもお話がありました令和9年から16年度までの8年間という非常に長い計画でございますので、じっくりと検討していただいてよい計画をつくっていただければと思っております。

私のほうからは以上です。改めて皆さんから何か質問はございませんか。言葉の意味も含めて、いかがですか。よろしいですか。一旦次の次第に移らせていただいて、また振り返りで気になったところがあればご発言いただければと思います。

## 10 東久留米市子ども・若者に関するアンケート調査（案）について

・斎藤会長

続きまして、「次第10 東久留米市子ども・若者に関するアンケート調査（案）について」に移ります。

1点、私から追加でお話することがあります。

私自身は知的障がい専門で、障がい専門でございます。先ほど、「子ども」の字について事務局のほうから言及がございました。今後、この子ども・子育て会議においても、「障がい者」という言葉が出てきたりすることがあるかと思っております。その場合、その「害」の字も、今回ご説明いただいた「子ども」のように、法令に根拠を持たないものであれば、極力「害」の字は平仮名にするというのがこれまでの、そして今の世の中の通例となっております。一方で、法令関係するものであれば、「害」の字は当初よりの漢字を使うということになってございます。このあたりも皆さんにご認識いただければと思います。

それでは、次第10「子ども・若者に関するアンケート調査(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

・子ども政策係長

それでは、次第10「子ども・若者へのアンケート調査について」ご説明いたします。

資料5から資料11をご覧ください。資料6から11につきましては、番号を振っていません。小学生用が6、中学生用が7、16歳から17歳用が8、18歳から29歳用が資料9、保護者

用が資料10、そして「アンケートに関するご協力のお願い」が資料11となります。

アンケート調査は、こども計画策定にあたり、こども・若者及び子育て世帯の生活の状況や意識を把握するもので、状況やニーズを踏まえた実効性のある計画を策定するために実施するものです。

資料5表面をご覧ください。こちらのほうに調査対象が書いてあります。調査対象といたしましては、市立小学校5年生、6年生の全員、この表で緑色がついているところです。そして、市立中学校1から3年生の全員、ピンク色になっているところです。16歳から17歳の高校2年生（相当年齢含む）全員、薄い青のところです。そして、市立小学校5年生の保護者全員、市立中学校2年生保護者全員、高校2年生（相当年齢含む）保護者全員、青の濃い部分です。18歳から29歳の若者世代から1,000名の方を無作為抽出し、合計約9,400人を予定しております。

小学生、中学生、保護者は、主に生活の状況、高校2年生、若者世代は、主に意識に関する内容の調査を行います。

なお、未就学児童及び小学校低学年の保護者については、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のために、令和5年度にニーズ調査という形でアンケート調査を実施しており、それらを参考とするため今回の調査対象とはしていません。

また、今回の調査では、「こども・若者育成支援推進法」の一部改正により、ヤングケアラーの状況把握が市町村の努力義務とされたことから、小学5、6年生、中学生1から3年生を対象にヤングケアラーの実態調査を合わせて実施します。

アンケート調査票、資料6、7の小学生・中学生の調査票をご覧ください。

こちらは東京都が実施した「子供の生活実態調査」や、先行する他の自治体の調査票を参考に作成し、普段の生活や将来の夢、悩み、虐待、子どもの権利・意見表明、ヤングケアラーについての質問を設定しております。「小学生用」と「中学生用」の調査票については、7月の小学校、中学校それぞれの校長会でアンケート調査の実施について説明を行い、内容や実施方法についてご意見をいただいております、それを反映したものとなっております。

資料8と9です。高校生、若者世代の調査票は、令和4年度に内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」、令和5年度にこども家庭庁が実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」を参考に、普段の生活、地域社会との関係、自身の意識、ヤングケアラー、悩みの相談、市の取組についての質問を設定しています。

資料10です。保護者の調査票は、東京都立大学が令和4年度に実施した「子供の生活実態調査」や他自治体の調査を参考に作成しました。小学生・中学生・高校生共通とし、世帯のこと、職業のこと、健康状態のこと、生活状況のこと、こどもの権利のこと、公的サポートのことなどについての質問を行います。

今回の調査につきましては、小学校及び中学校については、お子さんたちが持っているパソコンへURLを配信いたしまして、そこから調査票に入ってください、オンライン上で回答していただくという方法でございます。併せて保護者の方につきましても、調査のお願いを行います。調査の依頼にあたってのご協力のお願いというのが資料11になります。また、高校生世代及びその保護者、若者世代につきましては、郵送により依頼を発送いたします。

今回、回答につきましては、対象者の年齢層などを勘案いたしまして、すべてオンライン上で行うこととしております。紙での回答は行いません。依頼には調査フォームにアクセスするため

の二次元コードを貼りつけており、読み込んでいただいて調査票に回答していただきます。

アンケート調査については、本日のご意見を反映し、10月の庁内検討委員会を経て、内容を確定し、10月末に発送し、11月初旬からおよそ3週間程度、調査の実施期間とする予定です。

資料5の裏面をご覧ください。

アンケート調査に加えて、11月15日と16日に開催される、市民みんなのまつりの会場においても、こどもの人権に関する意見聴取や、「もっと楽しくなるまちって、どんなまち(仮)」をテーマに、「東久留米をもっと楽しくするアイデア」、「東久留米でもっと便利になったらいいと思うこと」、「東久留米のいいところ」などについて、付箋に意見を記入してもらったり、絵で表現してもらったり、更には市民参加推進オンラインプラットフォームというオンライン上のデジタル掲示板を活用し、様々な意見を聴取することを予定しております。これは高木委員を中心として学生の方にも協力をいただきながら実施してまいります。

説明は以上となります。

#### ・斎藤会長

ありがとうございます。高木委員、どんな感じかお話いただけますか。

#### ・高木委員

11月15日、16日のおまつりの会場でのアンケートを実施予定について、ご説明させていただきます。大学の私のゼミの教諭がコミュニティを大切にするような研究をしているので、ご協力させていただきたいということで、会議を2回ぐらいさせていただきました。そこで出た案といたしましては、アンケートの件数がたくさんほしいということで、アンケートに参加したという証明ができれば景品を渡してどんどん回答数を上げていこうという案が出ております。

#### ・斎藤会長

ありがとうございます。このように大学生が入っていただくことで、ゼミでそのような専門の先生が学生を巻き込んでやっていただけると、非常にマンパワーとしてもよいと、今お話を聞いて感じたところでございます。

これまでいろいろ皆さんからご意見を頂戴していただいているところですが、なかなか手が挙がらないところがございます。ぜひとも再任をされていらっしゃる委員の中から1つ、2つ、何かご質問も含めてということで、池邊委員に口火を切っていただきたいと思います。何か一言お願いいたします。

#### ・池邊委員

ご指名いただきありがとうございます。送っていただいたアンケートに一通り目を通したのですが、こどものためのアンケートかと思っておりますので、こどもたち、小学校、中学校、高校それから18歳以上に関しては概ねこのような形でよいと思っています。

1点、保護者用のアンケートを拝見したときに、私自身も保護者でありますので、ちょっと気になったというか、こういう質問があったらよいと思ったのは、こどもの育ちに関して何か保護者の方から意見をいただきたいなと思いました。言い換えると、こどもがどのように育っているかということによって、保護者は育てやすいとか、ちょっとこの子育てにくいとか、そういう気

持ちはあると思います。それによって、やはりそのこどもの権利を尊重するとか、もうちょっとこどものことを考えて何か教育を考える、要するに家庭教育の中でテレビはどのぐらいにしないとか、ゲームはこのぐらいにしないとか、そういうことがあるかと思います。私のこどもは、学校で「こどもの権利」があるということを教わってきているものですから、これは「こどもの権利」だと言いまして、おやつだとか、テレビだとかいうことを言います。でもそれはそうじゃないんだよと、やはりこどものときというのは、大人や保護者が言うことというのは理由があつてこうなんだから、そこは守っていかうねということ、こどもにも伝えていくということがとても大事なことだと思うわけです。ですから、こどもが逆手に取って、自分の権利を主張するというようなことではなく、親としてこどもの最善の利益を考えているということを言っているということ、ぜひ盛り込んでいきたいと思っています。そのためにアンケートの中に、そのような文言というか、このこどもは言うことを聞くとか、育てにくいとか、そういうようなことを聞くような内容があるとよりよいのかと思っております。以上です。

・斎藤会長

ありがとうございます。池邊委員のほうから「人権」という言葉が出ました。人権擁護委員の矢部委員、その点に関してご意見がありましたら頂戴できればと思います。

・矢部委員

こどもの人権について、こどもたちは教育を受けているのですが、保護者の権限とこどもの権利を守るというところの両立がなかなか難しいと思います。意識の問題について、なかなか認識が改まっていらっしゃらない保護者、保護者といってもお父様、お母様はよいとしても、ちょっと年齢の高い方でありますと、こどもの人権と言われてピンとこない方も非常に多いというところがあるので、今おっしゃられたように、こどもの人権を守るとはどういうことかお考えになっていることがわかるような質問があったりすると、こどもの人権と言われて気づいていただき、そこで思いつくことを書けるような、選択肢の問題なので、なかなか選択肢をどう挙げるかというところが難しいのですが、自由記入欄などもありますので、そこにこどもの人権を守るとは、あなたにできることは何ですかとか、どうお考えですかというようなことを質問するのはよいのではないかと思います。

・斎藤会長

貴重なご意見、ありがとうございます。人権とそういったことは非常に密接な関係もございませうが、児相の矢崎さん何かご意見をいただけるとありがたいと思います。

・矢崎委員

再任とはいえ今日初めての会で、とても緊張している中で、勉強不足なことがまだ沢山あるなと反省しております。意見というか感想というか、そういう話になってしまいますが、今本当にこどもの意見表明を尊重していく、意見をまず言える機会をきちんと保障していき、その意見を尊重するというのは大事ですよ。障がい者の権利条約のスローガンでも、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」というものがあります。児童福祉、こども家庭支援においても、大事な理念かと思っています。こどもの意見を尊重していくということは大事なのですが、先ほども委

員のほうからもあったと思いますけれど、一方で児童福祉法のほうでは、家庭養育優先の原則というのがあり、こどもがまず家庭から切り離されないように、まずこどもが貧困、親御さんが貧困だとか、あるいは死亡だとか虐待だとか、そういうことで切り離されないようにきちんと支援していかなければいけないというのが児童福祉法第3条にあります。そこでそうならないようにするために、一番大事なのは保護者を支援することですというように児童福祉法には謳われています。ですから、こどもの意見を尊重しつつも、やはり親御さんの子育ての悩みごととか苦労というのをきちんと汲み取っていくということが大事で、どこかの研究でも、こどもの幸福度を上げるためには、親の幸福度を上げなければならない、親御さんの幸福度が高いとお子さんの幸福の高いということがエビデンスとして出されています。ですから、こどもと親御さんというのは一体なのだということの整合性というのはとても難しいというお話ありましたけれど、その2点は意識して取り組んでいかなければいけないと改めて思いました。

・斎藤会長

ありがとうございます。今回の調査はまさに対象の年齢層のところで、いろいろな知見がおありかと思います。寺田さん、いかがでしょうか。

・寺田委員

対象の年齢ですね。質問したかったのが、先ほど低学年がここに今回なくて2年くらい前になりますね。先ほどのご説明であったということだったのですが、今回5年生が一番小さい児童になると思うのですが、低学年の子がその年齢になっていると、2年前と同じお子さんが同じことに答えるようになるのではないかと少し感じています。

また、やはりその低学年のアンケートがもし難しければ、その保護者もまったく同じ学年にはならないかもしれないのですが、その保護者が低学年だったときにもその年代にしていると思うので、保護者だけでも低学年にもアンケートをするということはどうなのかなと考えていました。

もう1点、質問なのですが、市民みんなのまつりでアンケートを実施するというので、ここでたくさんの方母を取るということは説明でよくわかったのですが、全員に結局やるものをここでやってしまうと重複する恐れはありませんか。例えば社会人30歳までの人も対象になるのでしょうか。質問として聞きたいと思いました。以上です。

・斎藤会長

ありがとうございます。事務局、よろしくお願いします。

・こども家庭センター長

ご質問いただきました1点目の低学年のこどもでございます。令和5年度に調査したのは、低学年のお子さんを持つ保護者というところから声を聞いたので、今5年生が2年前にアンケートをしたということではありません。重複はありません。2年前に聞いたのに、また今回聞くということではありません。

・寺田委員

保護者にとっては重複するのですか。

・こども家庭センター長

保護者については、令和5年度には低学年の保護者ということになります。そのときは抽出でした。すべての対象が一緒ではございません。

・寺田委員

わかりました。

・こども家庭センター長

もう1つ、市民まつりについてですが、市民まつりの会場で大変ボリュームの大きいアンケートをやるということではなく、主にこどもに対して、楽しくなるようなまちづくりにといた観点でおまつりの空気感も含めて聞いていくという形で実施させていただくものでございます。当初、事務局で市民まつりにきているこどもに意見を聞くということをやろうかと思ったのですが、ご覧の通り結構な年齢の者がこどものところにいき、いきなり何かしゃべってと言っても、なかなかこどもが心を開かないということで、高木委員も含めて若い学生さんに力を貸していただきたいということで準備をさせていただいているところでございます。

・寺田委員

ありがとうございます。理解しました。

・斎藤会長

まだご意見をいただいてない方が多数いらっしゃると思いますが、お時間の関係がありますので一旦ここで切らせてはいただきますが、必ず全員にご意見をお伺いしたいと思っています。質問でなく感想でも結構ですので、まだご指名いただいてない方についてはご準備いただければと思います。

私から補足といいますか、フォームをデジタルでやるというところにおいては、やはり事務方の作業を簡素化するということは非常に重要だと思っています。それから、いただいたデータを今テキストマイニングという分析手法ですごく簡単に表現することが可能になっているので、年齢層もデジタルにそんなに疎いわけではないと思っていますし、できるだけデジタル化することは推進していただければと思います。一方で、外国人もいらっしゃるということ、また、例えば障がいのある方もいらっしゃるということで、様々な点で合理的配慮をしていただきたいと思います。この中で文字を振る等書いてありましたが、可能な限り合理的配慮に準じて対応いただければと思っています。15、16日に市民まつりで聞くといっても、今のこの時代、普通の格好をしていてご感想をくださいと言っても怪しく思われるので、聞くときには一定程度の、国勢調査員ではないですが、何かしらで正しい人が聞いているのだというような配慮も必要ではないかと思っています。その点、事務局のほうでもご検討いただければと思います。

それでは時間のこともございますので、次の議題に移りたいと思います。

## 11. こども誰でも通園制度について

・斎藤会長

それでは「次第1 1 こども誰でも通園制度について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

・子育て支援課長

それでは、こども誰でも通園制度について、子育て支援課からご説明をさせていただきます。こども誰でも通園制度の事業名といたしましては、乳児等通園支援事業となりますが、令和8年度より全国で本格実施するものでございます。第3期の子ども・子育て支援事業計画におきましても、量の見込み等をお示しさせていただいております。

では、まず資料に沿って事業のご説明をさせていただきます。資料の1 2をご覧ください。

まず、事業の目的でございますが、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生活環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するとされております。

事業の概要でございますが、対象としましては、保育所等に在籍していない生後6ヶ月から満3歳未満のこどもが対象となっております。

実施する事業所でございますが、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業や小規模保育事業所も対象となっております。

実施方法ですが、定員を定めて受け入れる一般型と、保育事業等の定員の空き枠を活用して受け入れるという活用型がございます。こちらの事業ですが、類似する事業として一時預かり事業というものもございます。一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、保護者の負担を軽減するため一時的に預かる事業をとってございます。保護者に向けた事業とも言えますが、こども誰でも通園制度につきましては、先ほどの目的で示されているとおり、よりこどもにフォーカスした事業となっているのが特徴でございます。また、本市では、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業というものを実施しておりますが、令和8年度からは誰でも通園制度の上乗せ事業として行っていくことが東京都より示されております。

ページをめくっていただいて、人員配置・設備基準でございます。表にあります⑥と⑦を見ていただきたいのですが、人員配置基準・設備の基準は一時預かり事業と同様のものとなっております。こうした基準につきましては、本市においても国の基準に合わせて取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後の対応についてでございますが、事業者の認可などに必要となる条例など、関連する規定を整備するため、今後必要な対応を図ってまいりたいと考えてございます。また実際に、事業所を確認する際には、この子ども・子育て会議にご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

・斎藤会長

ありがとうございました。資料を見ていただいたとおりでございますが、左側は関係ある皆さんが座ってらっしゃると思いますので、ご質問、それから感想、また情報等がございましたら、皆さんに情報提供いただければと思います。

それでは浅見委員から、過去のことでも、今のターンのところでも結構でございます。ご質問、

ご感想いただければと思います。よろしくお願いいたします。

・浅見委員

誰でも通園制度は、本園もやりたいところなのですが、部屋が一杯で場所がないので本当に残念ですがやれないということで断念しております。

先ほどのアンケートのことでお聞きしたいことがありましたので、何点かお聞きします。保護者向けのアンケートで、この項目は必要なのかなと思ったものがありました。Q43～48です。お父様とお母様ご自分の親のことで、死別や離婚などの経験があるかということや、学歴で卒業したか、中退なのかとありますが、これは必要なのだろうかと思います。私の周りにも、親が離婚しても死別しても前向きにとっても素晴らしい子育てをしている人もいるし、揃っていてもうまくいかない人もいますので、この項目で何をあぶり出したいのか、どんな事象を知りたいためにこの項目を載せられたのか教えていただきたいと思っています。

それから小学生のアンケートです。細かいことで申し訳ないのですが、小学校でこれをやるとなると、先生たちが全部説明してやらせなければいけません。なるべく手間をかけないほうがよいと思っています。わかりにくいと思ったので、文言を変えたらどうかと思っています。Q5のI「たいていの友だちが持っているおもちゃ」です。これはすごくわかりにくいです。職場にいる小学生がいる職員に聞いたら、「6年生はおもちゃは使いません」と言います。ゲームをするというのは他の項目にあるので、これは「あなたが自分で使うことができる以下のものがありますか」と聞いているので、「好きなおもちゃが手元にある」とか、ちょっと言葉を変えてもよいのではないかと思います。

それから同じようにLです。「友だちが着ているのと同じような服」です。小学生ではブランド意識の高くなる子がいるので、お洋服を毎日選んで何着かあるかどうかを聞きたいのだと思います。先生方が混乱しなければよいと思います。こどもに説明するのに手間取ったら、ただでさえ授業時間がないのにと心配しています。

保護者向けのアンケートでは何を事象として出されたのかなというのは知りたいと思っています。

ヤングケアラーや虐待について、すごく突っ込んだ質問がたくさんあるので、これは新たな面として、東久留米の実態が出てくればすごく参考になるかと思っていますので、このアンケートには大変期待しています。よろしくお願いいたします

・こども政策係長

保護者のほうのQ43からの学歴や、保護者の方の離婚を問う説明につきましては、こういった経験をされた保護者の方が、実際に自分が子育てをしていくにあたり、他の方と違うのかとか、こういった違いがあるのかというところをあぶり出すということを目的に設定しております。

また、小学生の方のアンケートにつきましては、確かにおっしゃるとおりわかりにくいというところもございますので、こちらにつきましては検討させていただきたいと思っております。

・斎藤会長

よろしいですか。

・浅見委員

受ける側が失礼だなと思わなければよいと心配をしています。

・斎藤会長

昨今、学歴のことについてはナーバスになるところはあろうかと思います。私の大学の教員の立場からすると、そういったバイアスがかかっているかどうかというのは、今委員がおっしゃっていただいたように、ないということがわかることも大事なことです。そこは関係がないということがわかる、優位性はないということがわかることも大事なことです。恐らくこれは国に準拠して書かれているものだというように理解はしているので、そういう視点があるのではないかと思います。ただし、今委員が懸念されているように、非常に個別具体のセンシティブなところですので、確かにそういったご指摘はあるかと思えます。それから、先生の手間をできるだけ省くような、また誤解を生まないような文章の書き方ということ、改めて少し検討の材料にいただければと思います。

続いて、高橋委員いかがでしょうか

・高橋委員

ありがとうございました。いろいろと勉強させていただく機会でした。

こども誰でも通園制度について、1点質問と、またアンケートについて質問がございます。事業の概要の1ページの目を拝見して、どういった対象の人がこどもを預けることができるのか、どれくらい預けるとか、今東久留米において、これを利用したいと思った時に、該当するところがありますか。

・子育て支援課長

誰でも通園制度ですが、来年度からスタートしてくる事業ということで、今各事業所も、やる、やらないも含めて検討している状況になります。ですので、実施する事業所が一定見えてきた際には、市民の方にもこういったところで事業をやっていますよということで周知をさせていただきたいと考えてございます。

・高橋委員

ありがとうございます。

2点目、アンケートについてです。小学生のアンケートで気になったのが、Q11です。「夢がない理由」というのを聞いている設問なのですが、選択肢に「夢について考える時間がないから」を置いたらどうかと考えています。これはヤングケアラーや貧しさなど、そういうこどもが夢をそもそも抱けないということをあぶり出したい調査だという趣旨を踏まえたと、そういう選択肢があってもよいと思います。提案させていただければと思います。

また、最後のQ47です。「どのような方法や手段など意見を伝えやすいですか」という設問なのですが、細かいことなのですが、Fは環境でもよいのではないかと思います。FやGというのは方法ではないかと思ったので、環境でもよいと思いました。それは些末なことなのですが、選択肢のAについて、「様々な人と意見交換」ということなのですが、こどもからすると同年齢のこどもだと意見が言いやすいのかと思い、選んでくれそうだと思うのですが、「人と」と

なった瞬間にちょっと大人かなというニュアンスの受け取り方がバラバラになりそうな気がしています。この辺り、特定することが市にとって、皆さんにとっての趣旨に沿うのか、特定しないで「こども」「同じ年齢のこども」というように置いてしまったほうが趣旨に沿うのか、その辺はちょっと私もわかりかねるのですが、そんな方法があるかなと思いました。

・こども政策係長

ご意見ありがとうございます。こちらについては持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。よりよい、理解しやすいような設問にしたいと思います。

・斎藤会長

そうですね。小学生ということもありますし、先ほどお話があったように、誤解がないように、誤認識がないように、さらに言えば答えやすいというのも大事かもしれないので、今の貴重なご意見を参考にさせていただいて、検討いただければと思います。

それでは引き続き、水落さん、いかがでしょうか。保護者の立場からでも結構です。

・水落委員

アンケートについて、小学生のアンケートの5番のB「クリスマスのプレゼントやお正月のお年玉をもらう」とあるのですが、今の小学校中学年だと、すでにクリスマスプレゼントをもらっていない人が多数います。お年玉とクリスマスプレゼントを別々にするほうが答えやすいのかなと思います。もうサンタさんはいないと親や周りにばらされたという子は結構多いので、もうプレゼントはもらっていない子も多いです。ここの設問はわけたほうがより正確な結果が得られると思いました。

もう1つ、こども誰でも通園制度ですが、事業の概要の単価のところに「障がい児」ということで説明があります。記載してある「障がい児」ということで区別、身体的とか、精神、知的とかいろいろあるのですが、このように書くときに、障がい害児についてはもう少し詳しく、今後市民の人に説明するときに書いていただけると、保護者の人もわかりやすく進められるのではないかと思います。

・斎藤会長

ありがとうございました。私からよろしいですか。この後も引き続きお話を聞きますが、アンケートについてのご質問に関しては、いただいた意見を事務局のほうで検討してまとめていくという作業になりますので、この後またお聞きします。アンケートについてのご指摘があれば、そのような形でお答えさせていただきますが、最後のところが私の理解が乏しくてどういうことを意図されているのかがよくわからなかったのですが、逆に言うと障がい児というのは、特に身体とか知的とか精神とか、場合によっては発達障がいを含めてのところを、言っているということで、幅広に捉えているというように私は捉えているのですが、それだとだめだということでしょうか。

・水落委員

この「障がい児」というのを、こども誰でも通園制度に入れるときには手帳の程度みたいな記

載があってもよいのかと思いました。清瀬市では、実際に放課後デイサービスとかだと、「知的の愛の手帳を取得している人」とか、愛の手帳を持っている人、持っていない人ということで区別がしてあって、東久留米は障がい児の発達の程度がいつもざっくりしていて、わかりづらいと思います。こども誰でも通園制度の企画を進めるときに、障がい児のもう少し突っ込んだ記載があると保護者の人も迷わずにすむのではないかと思います。

・斎藤会長

今から私答えますので、もし違ったら、もしくは追加であれば、お答えいただいでよいですか。まず前提として、この内容というのは、受け入れ側の内容なので、お願いする側の立ち位置で書いていないのですよね。もっと言うと、タイトルで「こども誰でも」と書いてあるので、障がいの区別によって受け入れる、受け入れないというものも正確ではないと私は認識しています。今の切実な話というのは、私もそこが専門なのでよくわかりますけれど、それはどちらかという、受け手側の入れる側の問題であって、こちら側の問題ではないはずなんです。本来であれば誰でも受け入れてもらえないといけないはず。それがまさにこの制度の特徴だと思うので、むしろ限定してしまうと、限定したところしか受け入れない、もっと言うと、すごく乱暴な言い方をすれば、面倒な子は受けないということを暗に言うようなことになってしまわないかと思っています。そのような認識で私はいますが、いかがでしょうか。

・子育て支援課長

補足として、実際の利用の流れをご説明させていただくと、まず市役所に認定の申請をしていただいで、この誰でも通園制度の利用ができる方だというような申請をする事務の手続きをします。その後は、これは市内の事業所以外でも利用することができる制度になっていて、国が整備しているネット上で、施設の空き状況、例えば来月使いたいけれど近くで空いているところがあるのというところで、事業者等を探していただきます。実際に利用する際には、1回は登録をしていただく必要があります。その際には面談をしていただくことになっております。ですので、その事業者に面談をして、事業者とすればどういのお子さんなのかそこで確認というか、話も当然出ると思うのですが、その中で具体的な障がいの状況を事業者のほうにご説明していただく中で、事業者側も安全にお子さんを保育するにあたって、どうしてもその障がいの状況によっては受け入れに準備が必要であるとか、すぐに対応できない場合も想定されると思います。こういったお子さんだけが対象とか、こういったお子さんは対象ではないというのを、事業の対象者の中で整理していくのはなかなか難しく、お子さんの状況によってはすぐに対応できる事業者もあれば、お時間をいただかないと対応できませんというところも実際には出てくるのではないかとはい思っているところです。以上です。

・斎藤会長

よろしいですか。まさに当事者の声というのはこういう声だなというふうに感じておりますので、本当に貴重な意見だと思っております。誰でも通園できる制度に、本当になってもらいたいと思います。

あと数名の委員の方がいらっしゃいますが、必ずお話を聞きますのでお待ちください。次第のほうを進めない、時間的にもなかなか厳しいところがありますので、一旦次第を進めてさせて

いただきたいと思えます。

## 12. その他

### ・斎藤会長

それでは、次第12「その他」として、報告等、事務局よろしくお願ひします。

### ・子育て支援課長

子育て支援課から2点、ご説明をさせていただきます。資料はありませんので口頭でご説明させていただきます。

1点目が、物価高騰への対応についてでございます。本市におきましては、東京都の補助事業や、国の交付金を活用しまして、保育所等で物価高騰に伴う負担を利用者から徴収しないことを条件としまして、今年4月1日から9月末までを期間として、物価高騰の補助事業を行ってきております。それについて東京都が補助事業の実施期間を3ヶ月延長することを示したことに伴いまして、当市で今行っている事業について、合わせて3ヶ月延ばす、12月まで延長するというような対応をさせていただいております。該当する保育施設等のほうには、園のほうからご案内をさせていただくようお願いしております。徴収をしている園もあると聞いていますので、何か対応が必要な際には園とご相談していただけたらと考えてございます。

2点目、児童福祉法の改正に伴う市の条例の改正についてでございます。虐待を受けた児童等への対応の強化を図るなど、児童福祉法の改正が行われまして、国の保育施設等の基準について児童福祉法を参照している基準について、児童福祉法の中で新たな項が追加されるなど、そういった修正に対応するため、国の基準に合わせて改正されております。本市におきましても、関連する条例について、国の基準に合わせて改正を行っております。改正は3つございます。1つ目として、東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、2つ目として、東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3点目として、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらの3つの条例につきまして、児童福祉法の改正箇所を引用している規定について、国の基準に合わせて改正を行ってまいります。

説明は以上になります。

### ・斎藤会長

ありがとうございます。こちらの次第12はその他の事項ですので、皆さんからご意見をいただくという性格のものではないのですが、今ぱっとこれを言われてもちょっとよくわからないまままで終わってしまう感じもなきにしもあらずというところもあるので、できれば簡単に結構ですのでポイントをまとめて資料を出していただけるとありがたいと思えます。

その他、ございますか。

### ・児童青少年係長

それでは児童青少年課より、東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料13をご覧ください。

現在実施しております、小山学童保育所の増改築工事を受けまして、東久留米市立学童保育所設

置条例を改正いたしました。改正内容といたしましては、既存の所舎を小山第一学童保育所とし、増築所舎を小山第二学童保育所へ名称を設定しております。新たな学童保育所の開所日は令和8年1月1日を予定しております。定員につきましては、小山第一学童保育所60名、小山第二学童保育所70名とする規則を改正する予定でございます。

説明は以上になります。

・斎藤会長

それでは、最後に子ども家庭部長のほうからお話があると思います。それで一応議題のほうは、次回の日程調整の話になるので、その前にまだご発言いただいてない委員におかれましては、一言感想でも結構でございますし、また質問がございましたら、今いただければと思います。どうぞお願いします。

・岩澤委員

少し緊張しておりますので、感想で失礼いたします。

こども誰でも通園制度は、リフレッシュのためにもとても素敵な制度だと感じています。今まで一時保育では1歳からだと思っていたのですが、これは6ヶ月からというところで、赤ちゃんと自分だけというところが結構気持ち的につらくなってくる所をリフレッシュさせていただける制度なのかなというところで、期待しております。逆に、受け入れる施設さんは、誰でもというところではいろいろご配慮いただきながらというところで、大変そうだと思っております。

・斎藤会長

ありがとうございます。では、北川委員、お願いします。

・北川委員

このアンケートの内容もすごくたくさん読みました。ありがとうございます。

先ほど、選択肢を細かくしたほうが答えやすいというご意見もあったかと思うのですが、設問が長く選択肢も多いというところで、ここはバランスを取るのが難しそうだなと思って見ておりました。漢字を平仮名にしたり、わかりやすい表現を心がけているというところはすごく感じました。後はまとめられるところはまとめ、細かくしたほうがわかりやすいところは細かくしてというところの加減をぜひ頑張ってくださいと思っています。

1点質問です。保護者のアンケートです。こどもが学校から持って帰ってきてやってと言われるということは、父母がいる家庭はどちらかが回答するというところでよろしいでしょうか。

・こども政策係長

はい。そうなります。

・北川委員

そうすると、結構女性の回答者に偏らないかなと思いました。先ほど、学歴とかいろいろなところの項目で、男女差が出る項目もありそうだったので、その辺は母数を増やしたほうがよいのかと思ったところです。

誰でも通園制度は、保育園はすごく安心できる場所とっておりますけれども、逆に希望者をカバーするだけの余力をつくるのが大事なのではないかというところで、施設さんのほうの質の担保はすごく大変なのだろうとっております。それでもやはりやっていただいたほうが、昨今の虐待や悲しい事件をすくい上げるようなところにもつながってくるかとっておりますので、ぜひこの制度は成功させていただきたいと思っております。期待しております。

・斎藤会長

ありがとうございます。

・篠宮委員

アンケートのほうですが、プリントを小学生や中学生に持ち帰ってもらって保護者が回答するとなると、小学校5、6年生だと、プリントを出さなかったりすることがあるので、保護者全員が回答できないのではないかと思います。

・斎藤会長

ありますよね。学校の先生にしっかりご指導いただいて、皆さんが回答できるようにしていただきたいと思っております。

それでは最後に副会長から何か一言お願いします。

・坪田副会長

感想です。こども誰でも通園制度は、保育所としましてはやはり在園のこどもだけではなく、地域の子育て家庭の支援をしていくというのが、私たちにとって大事な仕事のひとつだと思っておりますので、どうやったらできるかということで考えていきたいと思っております、受け入れる中で工夫していきたいと思っております。こどもを預かるだけではなく、そのこどもを預かることで、先ほど感想がありましたが、保護者がこどもだけではなく地域の人とつながったり、東京都のほうでもいろいろな他者に関わるというようになってはいますが、やはりこどもにとっても保護者にとっても、いろいろな人と関わる場になるということは、非常に大事なところかと思っておりますので、そういうことが少しずつでも、1人でも2人でも受け入れていくことができたらよいと思っております。そういうところが増えたらよいと思っております。

・矢崎委員

1点だけ、すいません。私が聞きそびれてしまったのかもしれませんが、こども計画の対象のお子さんの年齢というのは、資料4の後ろから2枚目に書かれていると思っておりますが、一方でこの計画を策定するにあたって、アンケートをさせていただく対象者というのは、小学校以上の方たち、あるいはその保護者の方たちになっているのですが、乳幼児、その保護者も含めて対象になっていないのは、何らかの意図があるのでしょうか。そこだけ確認させていただければと思います。

・こども家庭センター長

基本的に、低学年、就学前のこどもから直接意見を聞くというのは、すごく大変なこととなります。こどもの気持ちを一番近くにおられる保護者の方のご意見を聴取して、取り入れていこう

というのがもともとある考え方です。就学前のお子さんの保護者の方が今回入っていないというのは、説明の中にもありましたが、5年度に一斉に意見聴取をさせていただいたのでということになります。

・斎藤会長

こういった確認をしていただけることがとても大事だと思います。

それでは、最後少し時間を超過してしまいましたが、こども家庭部の部長より皆さんにご報告事項がございますので、よろしく願いいたします。

・子ども家庭部長

貴重なお時間いただきまして恐縮です。資料はございませんけれど、私から地域子ども・子育て支援事業の1つであります、放課後児童健全育成事業、これはいわゆる学童保育なのですが、この関係で市内の運営業務を委託している学童保育所で起きました、不適切な行為についてこの会議でご報告をさせていただきます。

概要といたしましては、9月18日の夕刻、当該学童保育所の放課後児童支援員1名が、座っていた児童の頭部を足でこずくという行為を行ったというものでございます。当該児童保護者の方及び関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。なお、学童保育所の名称や年齢等の詳細については、被害児童等が特定される恐れがあることから、非公表とさせていただいております。今回、市では、運営業務委託事業者より報告を受けまして、被害児童及びその保護者の方には個別に謝罪と説明を行いました。また先日、当該学童保育所の保護者の方に向けた臨時の保護者会を行ったところです。今後の再発防止に向けましては、全職員への不適切な行為の防止に向けた研修の実施や、職員の巡回の増設などの管理体制の強化など、運営業務委託事業者への再発防止に向けた指導を徹底してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

・斎藤会長

一部はもう情報として一般に流れている情報でございますので、ご確認いただいた方もいらっしゃるのではないかと思います。ぜひ再発防止について、その当該児童について心のケアも含めて対策、それから今後の予防策を考えていただければと思います。

それでは、最後になりますが、次の会議の日程等を確認したいと思います。事務局よろしく願いいたします。

・こども家庭センター長

次回の開催でございます。次回は12月23日、火曜日に開催できればと考えています。次回の会議の中では、今いろいろなご意見をいただきました、こども・若者アンケート調査を回収し、集計をしていると思いますので、速報値になろうかと思いますが、調査の結果に関する内容が中心となる予定です。詳細については、追ってご連絡いたします。

### 13. 閉会

・斎藤会長

それでは、時間を少し超過しまして、大変申し訳ございません。本日予定しておりました内容はすべて終了いたしました。以上をもちまして、閉会といたします。委員の皆さま、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。